

令和 6 年度 随意契約の発注見通し等

業務名 (契約の名称) 放置自転車対策業務

1 発注見通し及び契約締結前情報 (山形市契約規則第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号)

<p>業務の内容</p>	<p>放置自転車の整理業務、撤去業務、保管業務、返還業務等</p>
<p>履行期間</p>	<p>令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日</p>
<p>契約の相手方の選定基準 及び 決定方法等</p>	<p>地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による シルバー人材センターであること。 徴収した見積書が、予定価格の範囲内であること。</p>